



データポリシーとRDM組織的推進 京都大学における 研究データ管理の組織的推進



NII 学術情報基盤オープンフォーラム
AXIES-RDM部会との合同セッション
2022年5月31日

京都大学
リサーチデータポリシー活用WG主査
図書館機構 副機構長
経営管理大学院 教授
松井 啓之

京都大学における研究データ管理

□ 京都大学研究データ管理・公開ポリシー策定への経緯

- 2015年4月28日
 - 「京都大学オープンアクセス方針」策定
- 2015年7月30日
 - 「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程第7条第2項の研究データの保存、開示等について定める件」制定
- 2017年11月
 - アカデミックデータ・イノベーション ユニット(葛ユニット)結成
- 2019年12月
 - 全学委員会の下に『リサーチデータマネジメント専門部会』設置
 - 専門部会の下に『リサーチデータポリシーWG』設置
- 2020年3月19日
 - 「京都大学研究データ管理・公開ポリシー」及び「ポリシーについての解説・補足」の策定

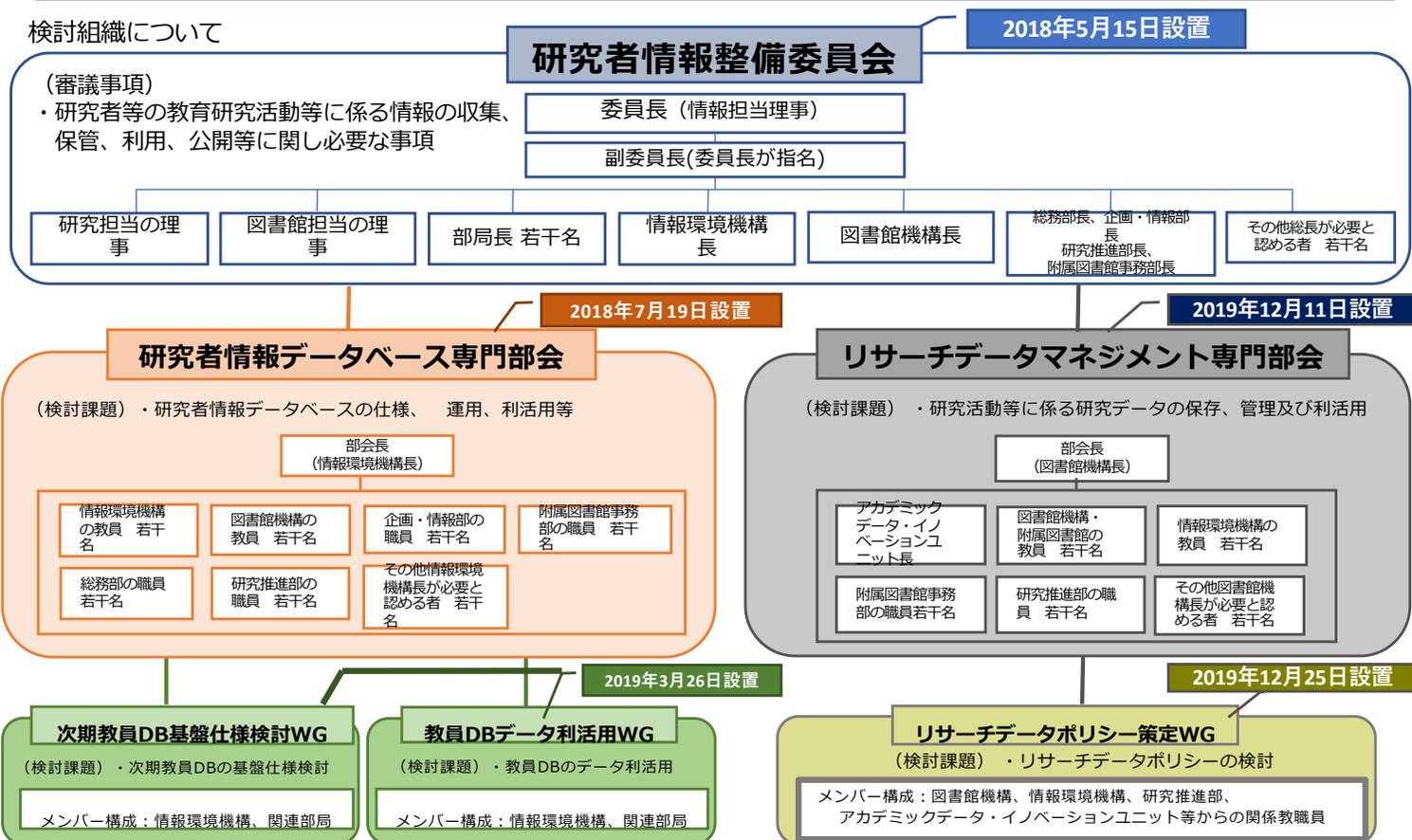
機関リポジリ
でのデータ公
開の明文化
(2019.6)

研究者情報整備の検討組織

データベース等について

- ・対象：役員、教職員、学生等（外国学生、科目等履修生、研究生、研修員、その他本学規程に基づき受け入れる研究者等を含む）
- ・目的：京都大学のプレゼンス強化、教育研究活動に関する透明性の確保、世界レベルでの人材流動性に対する迅速な対応
- ・収集情報：属性情報（所属、学歴等）、教育情報（授業担当等）、研究情報（論文情報等）、社会貢献情報（他機関の委員会委員等）、大学運営情報（部局長、委員会委員等）、その他
- ・データベース：教育研究活動データベース（教員DB）、学術情報リポジトリ、ORCID、その他

検討組織について



ポリシー策定への組織的対応

□ 図書館内でのRDM支援活動(2017~)+葛ユニット



□ ポリシー策定のための組織体制構築(2019.10~)

■ 特定の既存組織主導だけではなく、全学に関わることなので、**全学で検討する組織が必要**との認識

■ **ただし時間もあまりない**(2020.3までに策定)

□ ムーンショット等の大規模研究プロジェクトへの対応

□ 桂図書館の主要事業として位置づけ

⇒学内で調整し、全学で情報/データを取り扱う既存の組織(研究者情報整備委員会)を一部改編することで対応

■ リサーチデータマネジメント専門部会(図書館機構が事務局)

+リサーチデータポリシー策定WG

京都大学研究データ管理・公開ポリシー

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/research/research-policy/kanrikoukai>

□研究者の責務

- 研究データ管理が研究を行う上で必要不可欠と認識する
- 研究データの価値を認め、それぞれの研究領域に応じて、研究データ管理を実施する

□京都大学の責務

- 原則として、研究者が研究データ管理を行う責務と義務を有していることを認める
- 研究データを公開し、その利活用を推進する(研究者に対しても求めている)
- 研究データ管理・公開を支援する環境を整える

□以上を理解してもらうために、本文＋解説・補足

研究データポリシー作成に必要なのは？

□ 研究データポリシーの必要性を、皆に認めてもらう

- (強制的な)義務ではなく、進んで取り組むべきこと。
- 研究者(の将来の研究)を守るために必要
と同時に、京都大学の将来を守るために必要

□ 個人の責務と大学(組織)の責務を明文化

□ トップダウンとボトムアップのバランス

- 有志が、ボトムアップで活動を開始＋主要組織(図書館)での検討開始⇒執行部での検討開始

□ 全学的な合意を得た、機動的な運用組織を編成

- 意見は、聞くがどう反映させるか。全て受け入れは無理。

□ 結果：皆が合意できる最大公約数としてのポリシー

ポリシー策定後の組織的対応(1)

- 実効性を高めるための具体的な作業が必要！
- ポリシー策定が目的ではなく、ポリシーが目指す理念（世界）を実現することが重要
 - 理念の合意が大前提！



- リサーチデータポリシー策定WG(2019.12)
 - ⇒ 研究データ管理・公開WG(2020.8～)
 - 2020年度：研究分野に合わせた、部局・分野向けの実施計画・規程等の「ひな形」(実施要領ガイドライン)の作成
 - 2021年度：研究データ管理・公開を支援する学内体制の検討

ポリシー策定後の組織的対応(2)

□学内支援体制の整備へ向けて(2021年度)

- (名古屋大学学術データ基盤整備アクションプランを参考に)
- 研究データの管理・公開を支えるため、各部署の役割を明確化し学内体制を整備するための体制を検討
- ポリシーの解説・補足に記載の内容を実現するために整理
 - a. 適切に研究データ管理を行えるデジタルプラットフォームを提供する。
 - b. 研究データを公開することのできる機関リポジトリ等の公開プラットフォームを提供する。
 - c. 研究データ管理・公開に関する周知、法務または契約関連等を含む各種アドバイス、教育研修等、研究者に必要な支援を提供する。
 - d. 本ポリシーを構成員に正しく実施させる。そのための活動を実施・支援する。
 - e. 部局等において、本ポリシーの主旨を尊重した上で、研究データ管理・公開に関して独自の実施方針や規程等を策定することを支援する。
 - f. 社会状況や学術状況の変化あるいは法および倫理的要件の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行う。

ポリシー策定後の組織的対応(3)

□学内支援体制の整備(2022.3)

- 大学が行う具体的な活動内容を整理し、その取り組みの担当部署を示した。
 - これらの活動は様々な分野における知識や経験等が必要になることから、学内関係各部署はその専門性を発揮しつつ、複数部署による連携を行う。
- 実は、補足資料が重要
 - 案において示した具体的な取り組みには、これまで大学として取り組んでこなかった内容が含まれている。そのため、新たに専門スキルのある人材(RDM 専門人材、または既存部署の人材に新たに専門スキル開発が必要)・予算が必要と見込まれる取り組みを示したものを補足資料として添付した。
- 研究データ管理のための新規組織・体制の必要性をアピール

【別紙2】研究データ管理・公開を支援する学内体制(案)

研究者と部局に対する 研究データ管理・公開を支援する学内体制（案）

研究データ管理・公開支援に係る活動・取り組み	関係する部署											
	◎ …担当部署 ○ …◎の部署と連携する部署											
<(a)から(f)は「ポリシーについての解説・補足」において示している、大学が行う具体的な支援に対応> (a) 適切に研究データ管理を行えるデジタルプラットフォームを提供する。 (b) 研究データを公開することのできる機関リポジトリ等の公開プラットフォームを提供する。 (c) 研究データ管理・公開に関する周知、法務または契約関連等を含む各種アドバイス、教育研修等、研究者に必要な支援を提供する。 (d) 本ポリシーを構成員に正しく実施させる。そのための活動を実施・支援する。 (e) 部局等において、本ポリシーの主旨を尊重した上で、研究データ管理・公開に関して独自の実施方針や規程等を策定することを支援する。 (f) 社会状況や学術状況の変化あるいは法および倫理的要件の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行う。 (※ポリシーについての解説・補足◎より抜粋)	当	総	産	学	総	大	国	・	図	研	R	葛
	務	務	官	術	合	学	際	情	書	究	D	ユ
	部	部	学	研	大	院	高	報	館	者	M	ニ
	(推	進	連	支	援	機	環	機	情	整	ッ
	法	進	携	携	援	機	境	境	構	報	備	(
	務	部	本	室	機	構	機	構	構	整	委	時
	室	部	部	支	構	構	構	構	備	備	員	限
	・									委	会)
	法									員		
	規									会		
	担											
(a) 研究データ管理プラットフォームの提供												
研究データを管理・保存するための各ストレージの整備・提供、システム開発			○					◎	○			備考・補足
(b) 公開プラットフォームの提供												
研究データを公開するためのストレージの整備・提供、システム開発								○	◎			
(c)(d) 研究者への情報提供・助言指導												
研究資金配分機関の方針・ルールに関すること			◎	○								
研究データ管理計画（DMP）作成に関すること				◎						○		
研究データ管理の技術的な内容に関すること								◎				
研究データ公開に関すること										◎		
非デジタル研究データの公開に関すること						◎					○	
研究成果の権利化と活用に関する支援や知的財産に関する情報提供を行う（産学連携本部）。												
研究データ管理・公開を支援する学内体制(案)	◎		◎									
訟務、情報公開、個人情報の保護に関する相談について情報提供や助言指導を行う（法務室）。												

【補足資料】新たにRDM専門スキル人材・予算が必要と見込まれる取り組み

研究者と部局に対する 研究データ管理・公開を支援する学内体制（案）

・新たに専門スキルのある人材（RDM専門人材）が必要
・既存部署の人材に、新たに専門スキル開発が必要と見込まれる取り組み。

・➡は、仮に学内に「RDM支援」を専門に行う部署ができた場合、既存の部署が担う新たな役割を新部署に集約できることを表している。

・新たに予算が必要と見込まれる取り組み

研究データ管理・公開支援に係る活動・取り組み	関係する部署									
	◎ …担当部署	○ …◎の部署と連携する部署								
<p><(a)から(f)は「ポリシーについての解説・補足」において示している、大学が行う具体的な支援に対応></p> <p>(a) 適切に研究データ管理を行えるデジタルプラットフォームを提供する。 (b) 研究データを公開することのできる機関リポジトリ等の公開プラットフォームを提供する。 (c) 研究データ管理・公開に関する周知、法務または契約関連等を含む各種アドバイス、教育研修等、研究者に必要な支援を提供する。 (d) 本ポリシーを構成員に正しく実施させる。そのための活動を実施・支援する。 (e) 部局等において、本ポリシーの主旨を尊重した上で、研究データ管理・公開に関して独自の実施方針や規程等を策定することを支援する。 (f) 社会状況や学術状況の変化あるいは法および倫理的要件の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行う。 (※ポリシーについての解説・補足⑩より抜粋)</p>	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(a) 研究データ管理プラットフォームの提供										
研究データを管理・保存するための各ストレージの整備・提供、システム開発		○			◎	○				○
(b) 公開プラットフォームの提供										
研究データを公開するためのストレージの整備・提供、システム開発					◎	○				○
(c)(d) 研究者への情報提供・助言指導										
研究資金配分機関の方針・ルールに関すること	◎	○								○
研究データ管理計画（DMP）作成に関すること	◎	○				○				○
研究データ管理の技術的な内容に関すること					◎	○				○
研究データ公開に関すること						◎				○
非デジタル研究データの公開に関すること					◎					○
貴重資料デジタルアーカイブが対象とする京都大学の教育研究の過程で作成・収集された一次資料の保存・活用に関する情報提供を行う。										○
貴重資料デジタルアーカイブが対象とする京都大学が所蔵する貴重な古典籍資料のデジタル化・公開に関する情報提供を行う。										○
研究成果の権利化と活用に関する支援や知的財産に関する情報提供を行う（産学連携）										○

京都大学 ICT基本戦略2022

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/jseibi/kihonsenryaku>

- 3本柱から構成。その1番目が研究データ管理・利活用。
 - 本学が展開する学術のすべての分野において、研究データの管理・利活用するプラットフォームと体制を整える
 - データ資産の明確化と運用ルールの確立
 - 本学で生み出されるデータ資産の管理を明確化し、一元管理運営する体制を整備する。
 - プラットフォームの確立
 - データ科学の展開を可能にする計算資源の整備を促進する。
 - 運用体制の整備と人材育成
 - データ資産の明確化および運用ルールの確立のため、全学的な審議体制およびデータマネジメント体制を整備する。
- +
- 新たな情報環境基盤を支える組織の整備

まとめ：今後の京都大学における研究 データ管理

□研究データ管理・公開ポリシーが目指す理念(世界)の実現を目指すことが重要

■ポリシーの実効性を高める

⇒義務ではなく、より良い研究を行うために必須

⇒研究者の自覚＋組織的支援

□今後の検討課題「研究データは誰のものか」

・広報
・教育
・支援

□組織的支援として、第4次中期計画(2022-2028)において、ICT基本戦略2022を具現化

■情報環境機構の再編＋図書館＋関係部局

⇒研究データ基盤のための組織・体制整備

□単なる研究データストレージの設置だけではない、総合的な組織・体制を整備・構築する。